



～台風19号に伴う在留諸申請の取扱いについて～

れいわがねん がつ
令和元年10月

こんぱん たいふう ごう えいきょう ほんらいさだ き かん
今般の「台風19号」の影響により、本来定められている期間

て つづき ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく にゆうかん しんせい おこな
・手続きにより、地方出入国在留管理局（入管）への申請を行うこ
とができない（できなかつた）方へお知らせします。

1 在留諸申請の受付期間について

ひ さい ざいりゆう き かん ない しんせい かた
被災したことにより、在留期間内に申請ができなかつた方につ
いては、当面の間、在留期間を経過した場合であっても個別に手
続を行いますので、お近くの入管で申請のための相談を行って
ください。

2 在留諸申請の申請先について

ひ さい ほんらい じゅうきよち いちじてき いどう ひなん
被災したことにより、本来の住居地から一時的に移動・避難さ
れた方については、現在の滞在先を管轄する入管で申請すること
ができます。

じょうきとりあつか かん ごふめい てん ばあい ちか
上記取扱いに関して御不明な点がある場合はお近くの
ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく にゆうかん といあわ
地方出入国在留管理局（入管）にお問合せください

ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく しょざいち れんらくさきとう しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう らん
※地方出入国在留管理局の所在地・連絡先等は『[出入国在留管理庁HP](http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html)』をご覧ください。

WEB

<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>